

市民提案制度(案)について

■制度(案)の目的

市民のまちづくりへの参画を図り、行政施策に市民意見を反映させることを目的に、市民の創意工夫ある政策を市に対して提案できる制度を創設します。

本市は、平成 26 年 1 月に「恵庭市まちづくり基本条例」を施行し、市民主体のまちづくりを進めています。

本条例では、政策の形成に当たって、市民が意見を述べる場、市民が協議する場や提言を行う場を設けて市民が参画できるよう努めることが規定されており、市民提案制度はその市民参画の場のひとつとなり、市民の主体的なまちづくりを推進します。

■制度(案)の概要

市民のみなさんからよりよいまちづくりや地域課題の解決につながる具体的な企画、アイデアを募集します。

市は提案者とともに課題の整理や実施手法の検討を行い、提案内容をブラッシュアップして行政改革推進委員会に意見を求めます。委員会では、提案者や市担当部署の職員の説明を聞き、提案事業の内容について審議します。(審議の場には専門的な視点の意見を聴くために財政課長や企画課長等の職員にも出席していただくことを想定しています。)提案事業の検討が十分でないときは、提案者に再提案を求めることができます。

委員会での意見は市長に具申され、市長は委員会の意見を尊重し、提案事業の採否を決定します。

採用となったものは、提案者と市担当部署の職員で実現に向けたより具体的な協議を進め、予算化します。

■提案できる人

- ・市内に住所を有する人
- ・市内に通勤又は通学する人
- ・市内で活動する法人・団体・個人

■提案できる内容

よりよいまちづくりや地域課題の解決につながる具体的な企画、アイデア等で、次に掲げる要件をすべて満たすものです。

- (1)公益性があること
- (2)実現性があること
- (3)新規事業または既存事業の改善につながるものであること
- (4)市の事業として実施することが適切であること

ただし、以下のいずれかに該当するものは受付しません。

- (1) 営利を主たる目的とするもの
- (2) 既存の事業の拡大に関するもの
- (3) 施設等の建設又は整備を主たる目的とするもの
- (4) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- (5) 同一人物から再度提出された同一内容の提案
- (6) 公序良俗に反するもの

■提案方法

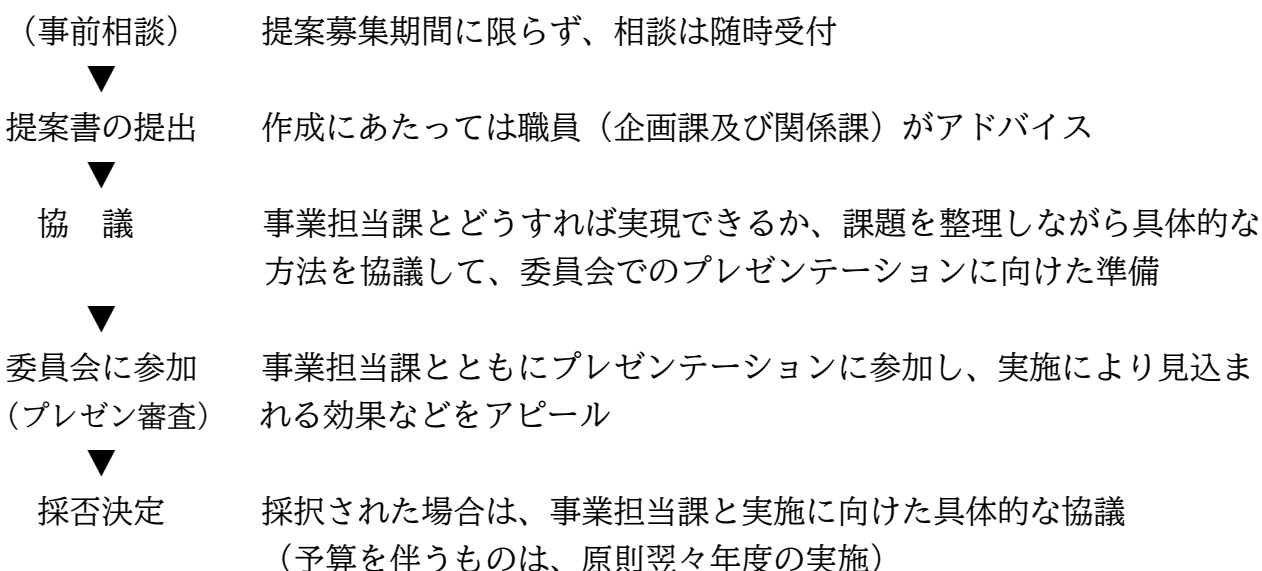
メールまたは企画課窓口へ提案書を提出

■募集期間

毎年、期間を定めて募集する。

※相談は年中受け付けるが、提案の提出は決まった期間に提出してもらう

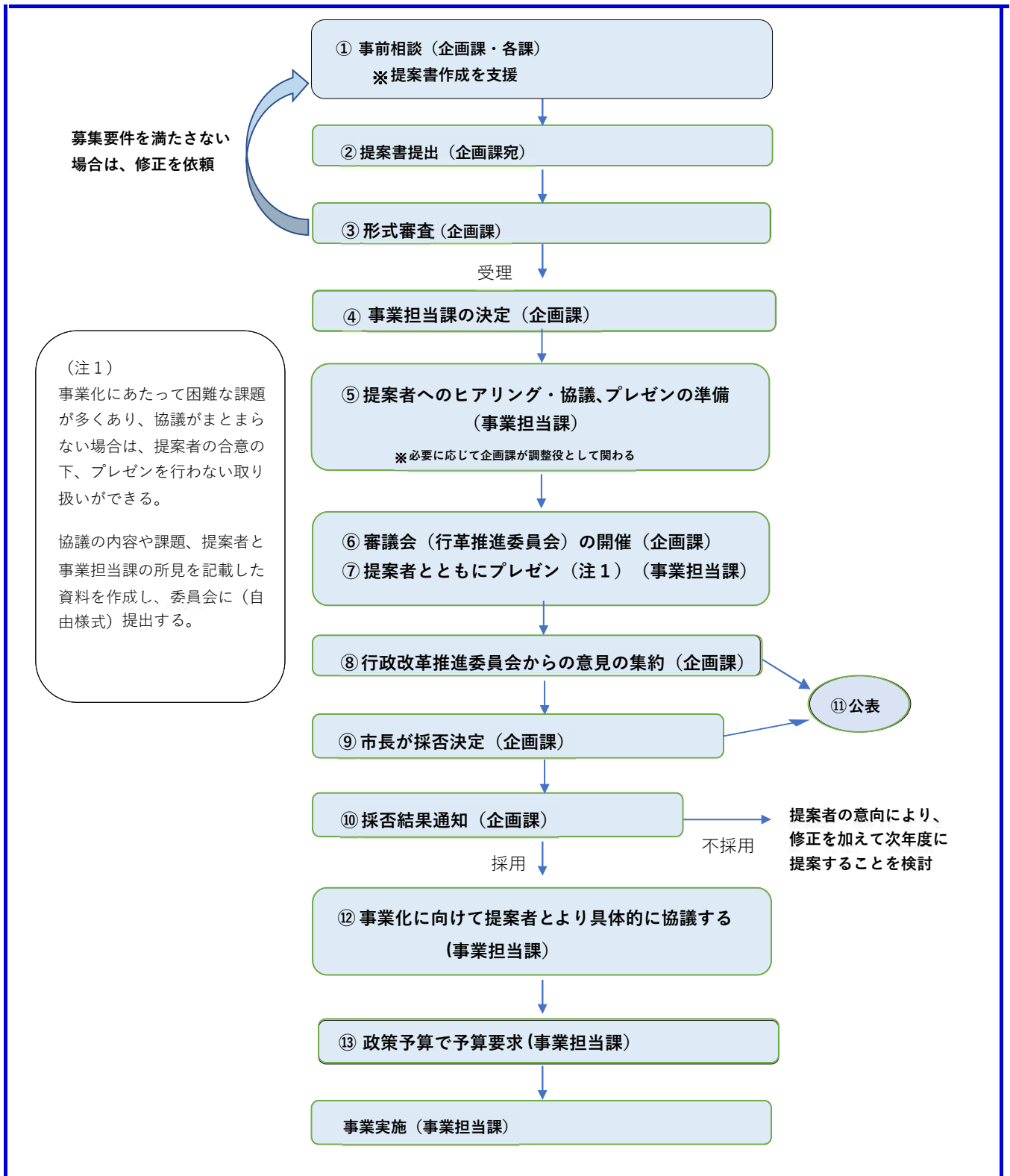
■提案の流れ



■市民提案制度（案）の実施までのスケジュール（案）

令和7年5月7日	行革本部会議での審議
5月28日	行革推進委員会での審議
6月18日	総務文教常任委員会報告
	第3専門部会・行革本部会議・行革推進委員会で継続審議
12月	総務文教常任委員会報告
令和8年1月～2月	パブリックコメント実施
2月～3月	行革推進本部会議・行政推進委員会報告 (パブリックコメント結果等)
6月	総務文教常任委員会報告 (パブリックコメント結果等)

【参考】市民提案制度(案)のフロー図



恵庭市市民提案制度実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民が創意工夫ある政策を提案する制度を確立することにより、市民のまちづくりへの参画を図り、市民の主体的なまちづくりを推進するための恵庭市市民提案制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

（提案の内容）

第2条 提案の内容は、よりよいまちづくりや地域課題の解決につながる具体的な企画、アイデア等とし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 公益性があること。
- (2) 実現性があること。
- (3) 新規事業または既存事業の改善につながるものであること。
- (4) 市の事業として実施することが適切であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは提案できないものとする。

- (1) 営利を主たる目的とするもの
- (2) 既存の事業の拡大に関するもの
- (3) 施設等の建設又は整備を主たる目的とするもの
- (4) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- (5) 同一人物から再度提出された同一内容の提案
- (6) 公序良俗に反するもの

（提案者）

第3条 提案することができる者(以下「提案者」という。)は、恵庭市まちづくり基本条例(平成25年条例第30号)第2条第1号に規定する市民とする。この場合において、複数の者が共同して提案することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、恵庭市暴力団排除条例(平成26年条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係事業者は提案することができない。

（提案募集期間）

第4条 提案募集期間は、毎年市長が定める。

（提案方法）

第5条 提案しようとする者は、次の各号に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を市長に提出するものとする。ただし、匿名又は無記名による提案はできないものとする。

- (1) 市民提案事業提案書(様式第1号)

(2) その他、市長が必要と認めるもの

(提案書類の受理等)

第 6 条 市長は提案者から提案書類が提出されたときは、提案の内容が適正で、不備がないと認められるときは、受理するものとする。

2 市長は、前項の提案書類を受理した後、関係する市の事業担当部署(以下「市担当部署」という。)を決め、速やかに提案者から提案事業の内容等を確認し、提案者とともに課題の整理や実現手法を検討するものとする。

(意見聴取)

第 7 条 市長は、提案事業の採否を決定するにあたっては、行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)に意見を求めるものとする。

(審議)

第 8 条 委員会は、提案事業の内容について審議を行い、その結果を市長に具申するものとする。

2 委員会は、提案書類、提案者及び市担当部署の説明を基にして審議するものとする。

3 審議項目は、公益性、具体性、実現性、ニーズ把握の的確性及び事業効果とする。

4 委員長は、恵庭市行政改革推進委員会条例(平成 14 年条例第 14 号)第 6 条第 3 項の規定により職員の出席を求め、行政の専門的な視点による意見を聴くものとする。

5 委員会は、関係者の意見を聴き、若しくは関係者に資料の提出を求めることができる。

6 委員会の委員が提案者である場合は、当該委員は審議に参加できないものとする。

7 委員会は、提案事業の内容について検討が十分でないと判断したときは、提案者に再提案を求めることができる。

(審議内容等の公表)

第 9 条 委員会における審議の内容及び結果は、公表するものとする。

(提案者への通知)

第 10 条 市長は、委員会の意見を尊重し、提案事業の採否を決定し、その結果を市民提案事業採否決定通知書(様式第 2 号)により提案者へ通知し、当該結果を公表するものとする。

(協議及び調整)

第 11 条 市長は、提案事業を採用すると決定したときは、提案者との間で協議及び調整を行い、提案事業の具体化を進めるものとする。

2 前項の協議及び調整は、前条の通知書を送付してから 3 月以内を目処として行うものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から実施する。

市民提案事業提案書

年 月 日	
恵庭市長 様 住 所 提案者 氏 名 電話番号	
次のとおり提案します。	
提案する政策の 名称	
提案の目的、理由 （現状の課題、問題点、提案の背景など）	
提案の内容	
期待される効果	
必要な費用	

備考

- 1 「提案する政策の内容」欄は、できるだけ具体的に記入してください。
- 2 「必要な費用」欄は、提案する政策を実施するのに必要と見込まれる費用（概算でも可）を記入してください。
- 3 この用紙に記入しきれないときは、必要に応じて別紙を使用してください。

（記号）第 号
年 月 日

様

恵庭市長

市民提案事業採否決定通知書

年 月 日付けで提案のあった事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 提案事業の名称
- 2 採否決定
 - ・採用（予算化に向けた協議を進める）
 - ・不採用
- 3 決定理由